事業事前評価表(開発調査)

作成日：平成13年1月7日 担当部・課：鉱工業開発調査部 工業開発調査課

1. 対象事業名：ルーマニア全国有害廃棄物管理計画

2. 我が国が援助することの必要性・妥当性

(1) 現状及び問題点

ルーマニアにおける環境問題解決への取り組みは1989年12月の民主革命以降始まったが、有害廃棄物の管理および処理に向けた政策レベルの対応は遅れている。環境問題の責任官庁である水利・環境保護省(以下、MWEP)のキャパシティ・人的資源も不足しており、環境行政の基盤は脆弱で、制度を担保できる仕組みは整っていない。さらに、国営企業も含め、有害廃棄物に対する意識も低く、有害廃棄物の減量化のための努力が十分なされているとは言い難い状況である。ルーマニアは民主化及び市場経済化への移行に努力しているものの、この10年来の景気後退から環境部門への投資・予算額は少ない。EU諸国がGDPの2～3%を環境分野へ支出しているのに対して、ルーマニアでは僅か0.6%である。

国内には工業地帯、鉱山地帯などの産業・有害廃棄物の管理・処理を徹底する必要のある地域があるにも関わらず、現状では有害廃棄物管理に関する全国レベルのマスタープラン(以下M/P)は存在しない。環境問題への対応は近年ようやく本格化しつつあるが、MWEP 内では実務経験を持った人材が少なく、この面からも有害廃棄物管理M/Pの策定を必要としている。また、ルーマニアは2007年のEU加盟を目標としており、加盟に向けてEUの有害廃棄物管理制度に調和した有害廃棄物管理システムが必要となっている。

(2) 国家開発計画、地域開発計画、分野別計画などの計画と当該案件の整合性

ルーマニア経済中期開発計画において、2000年～2004年までの期間でEUの環境指令との調和を目指すことが明記されている。本件調査はルーマニアに

おける有害廃棄物の管理がEU指令と整合性を保つよう、計画策定の支援を行うものである。

(3) 他国機関の関連事業と当該計画の整合性

環境分野における他国機関からの援助として、EUによる支援(PHARE、ISPAプログラム等)のほか、過去USAIDによるクリーナープロダクションセンターの設置などが実施されている。本件に直接関係するものとしては、廃棄物全体に係る管理戦略策定を目的としたEU/ドイツによる環境協力プログラム(PHARE)が実施されており、2001年11月をもって第一フェーズが終了している。また、フェーズ2のプロポーザルが提出されており、現在実施可否を審査中である。本件開発調査は廃棄物管理の中でも有害廃棄物に特化した部分を担うこととなり、EUによる協力との重複はない見込みであるが、調査実施においては両協力間での適切な協調・調整を図ることに留意することが必要である。

(4) 我が国の当該国への基本的な援助方針との整合性

平成9年度実施の政策協議において、我が国のルーマニアへの援助の重要課題は1)市場経済化移行支援、2)環境対策であることを言及しており、本件は2)に合致する。

3. 事業の目的

有害廃棄物の適正処理システムを構築するとともに、これに関する関係機関の能力強化および民間セクターの意識向上を図るためのマスタープランおよびアクションプランを策定すること。

4. 事業の内容

(1) 対象

(a) 全国。特定汚染地域の詳細調査に関しては、工業地帯に重点を置く。

(b) 技術移転の対象：水利・環境保護省(MWEP)の調査参加メンバー、地方の

環境局および民間セクター

環境担当者等のセミナー・ワークショップ参加者、パイロットプロジェクト実施機関関係者

(2) アウトプット

(a) 計画策定：全国有害廃棄物管理計画およびアクションプランの策定

(b) 技術移転：有害廃棄物の適正な管理及び処理技術、有害廃棄物管理行政処理能力の移転

(3) インプット：以下の投入による調査および技術移転の実施

(a) コンサルタント(分野/人数)

分野	人数
総括・管理計画	1
環境インパクト評価	1
3R(Reuse, Reduce, Recycle)	1
排出量調査	1
政策・制度	1
処理施設	1
経済分析・経済手法	1
有機化学化合物廃棄物	1

(b) 研修員受入：1名

(4) 総事業費

調査に要する費用：約2億円

(5) 調査のスケジュール(本格調査)

2002年3月～2003年8月(1年6ヶ月)

(6) 実施体制

(a) 協力相手国実施機関名：水利・環境保護省(MWEP)

(b) 協力相手国実施機関の責任者：Mr. JELEV Ioan(Secretary of State for Environmental Protection :環境保護担当次官)

5. 成果の目標

(1) 提案計画の活用目標

調査により提言されたM/Pが廃棄物管理に関する国家計画であるナショナルプランに反映され、活用される。また、M/P内で提言した短期アクションプランにおいて優先度が高く設定された活動がMWEP等関係機関が主体となって実行に移される。

(2) 活用による達成目標

(a) 有害廃棄物の適正管理・処理への取り組みの向上、関係者の知識・理解の深化

(b) マスタープランおよびアクションプランにより提言された内容の実行、普及促進

6. 外部要因リスク

(1) 協力相手国内の事情

(a) 政策的要因：政権交代による開発政策の変更による提案事業の優先度の低下

(b) 行政的要因：行政機関間の調整不備、EU環境規制の強化

(c) 経済的要因：予想以上の経済発展による廃棄物発生量の増大、又は経済後退による廃棄物管理分野への投資インセンティブの低下

(d) 社会的要因：治安の悪化

7. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる指標

(a) 活用の進捗度

- 水利・環境保護省の有害廃棄物管理の予算・人員

(b) 活用による達成目標の指標

- EUによる有害廃棄物管理制度の審査
- 法規制に適合した有害廃棄物処理施設の数・処理能力
- 有害廃棄物管理に係る法制度の制定状況

(2) 上記(a)および(b)を評価する方法およびタイミング

フォローアップ調査によるモニタリング(毎年)